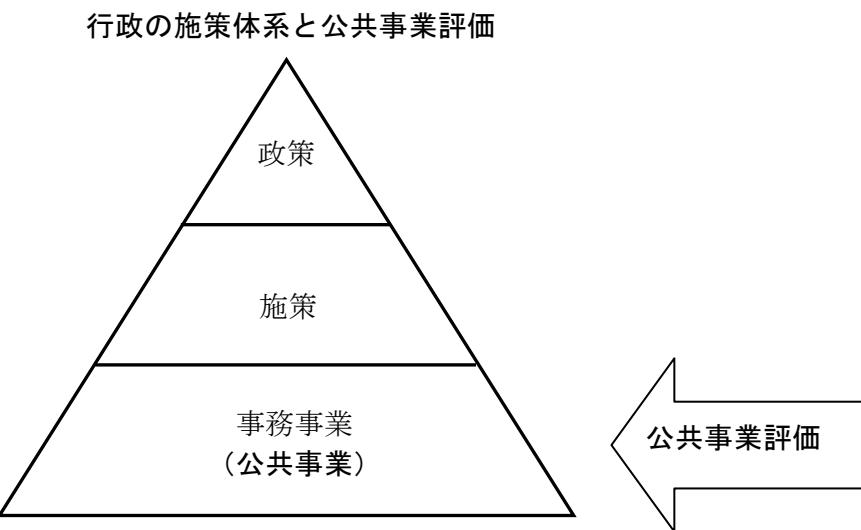


1. 公共事業評価システムとは

(1) 公共事業評価システムの位置付け

山形県では、公共事業の効率性や実施過程の透明性向上のため、公共事業評価を実施しています。この評価は、個別事業ごとに行う事業評価であり、下図に示すとおり“政策”“施策”に基づいて立案される“事務事業”レベルで実施しています。



(2) 公共事業評価システムの目的

公共事業評価システムは、計画段階から事業実施後までの各段階において、県民への説明責任（アカンタビリティ）を確保しつつ、事業の効果的・効率的な執行を目的に実施しています。

公共事業評価システムの目的

●事業の効果的・効率的な実施

〔計画段階（事前評価）〕

- ・事業の妥当性（必要性や効果等）の検証、優先度の把握

〔事業実施数段階（事業中評価）〕

- ・事業継続の是非

〔事業実施後（事後評価）〕

- ・改善措置の実施、効果の検証によるその後の事業への活用

●県民への説明責任（アカンタビリティ）の確保

2. 公共事業評価システムの構成と事業評価の流れ

(1) 公共事業評価システムの構成

公共事業評価システムは、計画段階から事業実施後までの各段階の目的に応じ、大きく「事前評価」、「事業中評価」、「事後評価」の三つの評価から構成されています。

「事前評価」は、個別事業ごとに事業実施の妥当性（必要性や効果等）を判定する「第一次評価（妥当性評価）」と妥当と判定された複数の個別事業を対象に、個別事業間の優先度を判定する「第二次評価」から構成されています。

公共事業評価システムの構成

